

ひらしん

令和6年9月2日(月)より
定期預金の店頭表示金利が
改定されました。

定期預金のご案内

年金

定期預金

(令和6年9月2日
時点)

預入期間 **5年もの**

年
0.550%
(税引き前)

預入期間 **3年もの**
年
0.450%
(税引き前)

預入期間 **1年もの**
年
0.325%
(税引き前)

当金庫年金受給者

- 当金庫で公的年金の受取りをされている方
- 当金庫で新たに年金の受取りをご指定いただいた方

個人限定

- ◆証書式のみの取扱いとなります。
- ◆お一人様1口あたり**30万円以上3,000万円以内**
- ◆お一人様預入総額**3,000万円**までとなります。
- ◆お預け入れはお一人様1店舗(年金を受け取られている店舗)に限られます。

クリック

定期預金

(令和6年9月2日
時点)

預入期間 **5年もの**

年
0.500%
(税引き前)

預入期間 **3年もの**
年
0.400%
(税引き前)

預入期間 **1年もの**
年
0.325%
(税引き前)

個人向けインターネットバンキングをご利用のお客様

・個人限定・原則新規預入

- ◆お一人様1口あたり**1万円以上1,000万円以内**
- ◆お一人様あたりの預入限度額上限はありません。

※なお、市場情勢等により、預金金利を変更する場合がございます。預入時の金利につきましては窓口にてご確認ください。

- 店舗営業エリア外にお住まいかつ店舗営業エリア外にお勤めの場合、原則として本定期預金の作成時における口座開設その他のお取引をお断りさせていただきます。
- 原則、満期日前の解約はできません。やむを得ず満期日前に解約される場合は、解約日現在の普通預金利率により中途解約利息を計算します。
- この定期預金は預金保険が適用されます。(同保険の範囲内で保護されます)※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる預金利息には「復興特別所得税」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

詳しくはお近くの「ひらしん」まで
お問い合わせ下さい

<http://www.shinkin.co.jp/hirakata/>



枚方信用金庫
Hirakata Shinkin Bank



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

年金定期預金 (利息優遇定期預金)

(2023年4月3日 現在)

1 商品名 (愛称)	年金定期預金(利息優遇定期預金) 愛称：ひらしん年金定期預金
2 販売対象	- 個人の方で、預入日時点において、次の①～②のいずれかに該当される方 ① 当金庫で公的年金の受取りをされている方 ※国民年金・厚生年金・共済年金・船員年金・恩給・国民年金基金・厚生年金基金を含みます。 ※個人年金は含みません。(・個人年金保険 ・個人型確定拠出年金(iDeCo)等) ② 当金庫で新たに年金の受取りをご指定いただいた方 ※裁定請求書、支払機関変更届または受取口座をご指定いただくことを確認できる書類を提出していただける方 *自動継続日において上記販売対象に該当されない場合は、自動継続を停止させていただきます。
3 期間	定型方式 1年 3年 5年
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	- 一括預入 30万円以上 一人預入額合計3,000万円まで 1円単位
5 払戻方法	満期日以後に一括して支払います
6 利息 適用金利 計算法 利払頻度	- 固定金利 店頭に表示している預入日のスーパー定期預金(預入期間が同一のもの)の店頭表示金利に、1年物：0.20% 3年物：0.30% 5年物：0.35%を上乗せします。 (以下「約定利率」といいます。) なお、自動継続後の金利は、継続時における年金定期預金の金利を適用します。 - この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます)および約定利率によって計算します。 - 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 - 預入日の3年後の応答日を満期日とした預金の場合、その利息は約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算します。 - 満期日以後に一括して支払います。
7 税金	- 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算した中途解約利息とともに支払います。
10 苦情処理措置及び 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉又は072-841-1192)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11 その他参考となる事項	- 満期日(自動継続の場合は最終の自動継続日)以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 - お預入れは年金を受け取られている店舗(お一人様一店舗のみ)に限ります。 - 証書式のみのお取り扱いとなります。通帳式及び総合口座定期でのお取り扱いはできません。 - 金利情勢の変化等により、商品内容の変更またはお取り扱いを中止させていただく場合がございます。 - 預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

スーパー定期（インターネットバンキング専用定期）

（令和5年4月3日現在）

1 商品名	自由金利型定期預金（M型）（単利型：3ヶ月、6ヶ月、1年）（半年複利型：3年、5年） 愛称：クリック定期預金
2 販売対象	個人（個人インターネットバンキングのご契約者様）
3 預入期間	定型方式 3ヶ月 6ヶ月 1年 3年 5年
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	- 一括預入 インターネットバンキング支払元口座からの振替により預入されます。 1口1万円以上 1,000万円以下（1人あたり預入限度額上限なし） 1円単位
5 払戻方法	満期日以後に一括して支払います。
6 利息 適用金利 計算法 利払頻度	- 店頭に表示している預入日のスーパー定期預金（預入期間が同一のもの）の店頭表示金利に3ヶ月・6ヶ月もの：年0.05%、1年もの：年0.20%、3年もの：年0.25%、5年もの：0.30%を上乗せします。（以下「約定利率」といいます。） - 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 - 預入日の3年後の応当日を満期日とした預金の場合、その利息は約定日数及び約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算します。 - 満期日以後に一括して支払います。なお、満期日（自動継続の場合は最終の自動継続日）以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
7 税金	- お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8 制限事項	「個人インターネットバンキング」ご契約店舗での取引となります。 - 店頭での口座開設・お預入れ・解約はできません。 - 本商品は、通帳・証書は発行いたしません。 「マル優」、「総合口座」のお取扱いは出来ません。 - 解約した定期の元金・利息は、インターネットバンキング支払元口座に入金します。
9 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
10 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉）にお申出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11 その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）